

マイクロチップ

そうちやく



装着だけじゃ

い み

意味が**に**ゃい!



マイクロチップを装着したら

登録・変更をお忘れなく



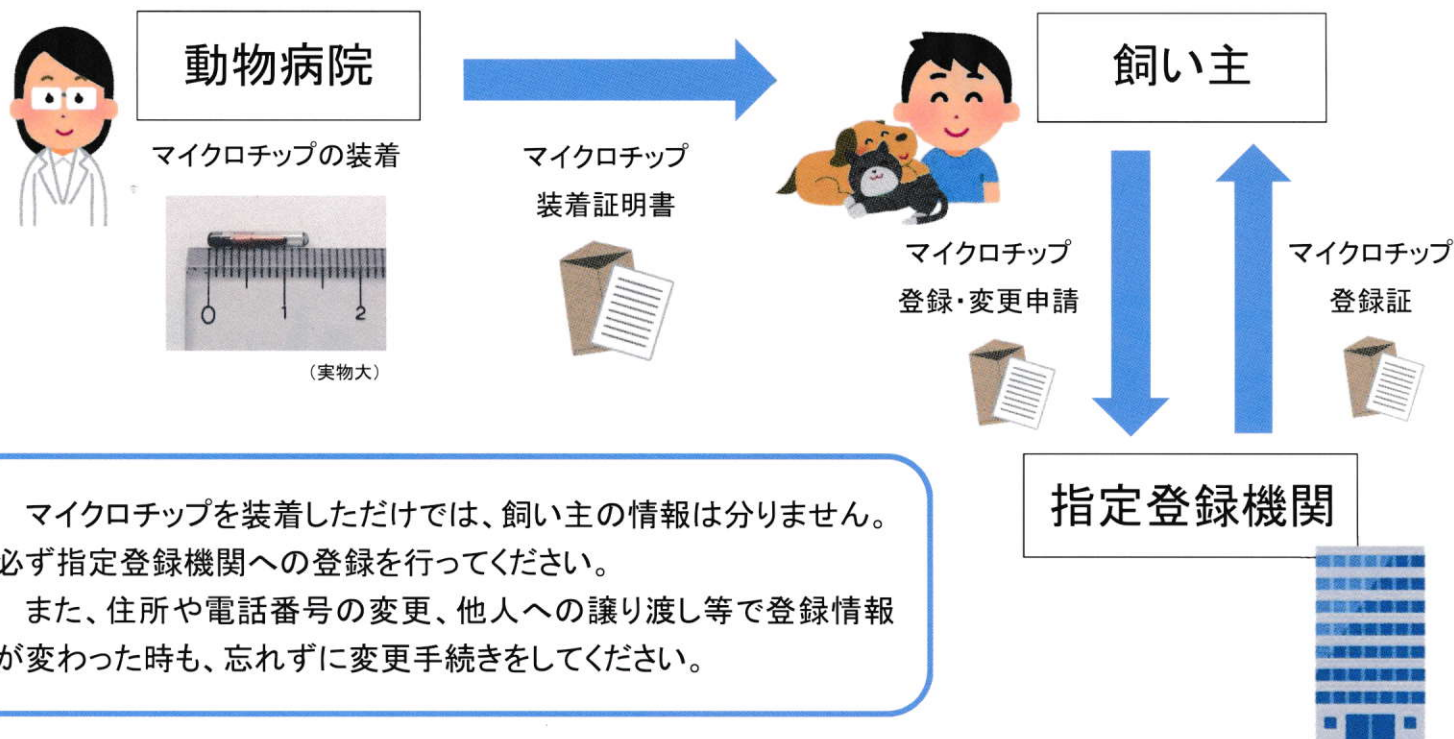
一般の飼い主さんもマイクロチップの装着、登録に努めましょう

マイクロチップとは？

マイクロチップは、首輪や名札のように外れて落ちたりする心配が少ない身元証明になります。

災害や盗難、事故などで飼い主と離ればなれになっても、犬猫に読み取り機をあてて表示される15ケタ(ISO規格の個体識別番号)の数字で、飼い主の氏名、住所が判明します。データは獣医師や行政関係者等のみが検索でき、一般の方はわかりません。

マイクロチップは専用の注射器を使って、首のうしろに埋め込まれます。太めの針をしますが、痛みは通常の注射と同じくらいと言われており、通常は非麻酔下で実施されます。



マイクロチップを装着しただけでは、飼い主の情報は分りません。必ず指定登録機関への登録を行ってください。

また、住所や電話番号の変更、他人への譲り渡し等で登録情報が変わった時も、忘れずに変更手続きをしてください。

2019年6月「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正・公布されました

【第39条の2 マイクロチップの装着】

犬猫等販売業者は犬又は猫を取得したときは、30日以内にマイクロチップを装着しなければなりません。(※生後90日以内の犬又は猫を取得した場合は生後90日を経過した日から30日以内)

【第39条の5 登録等】

マイクロチップを装着した日から30日以内に指定登録機関に登録を受けなければなりません。

【第39条の6 変更登録】

一般の飼い主さんはマイクロチップの装着は努力義務ですが、変更登録は義務になります。

マイクロチップに関する改正は、公布から**3年以内**に施行されます。

このチラシに関する
お問い合わせ先

さいたま市動物愛護ふれあいセンター TEL 048-840-4150 FAX 048-840-4159

〒338-0812 さいたま市桜区神田 950-1 火曜日～土曜日 8:30～17:15

このチラシは41,300枚作成し、1枚当たりの経費は5円です。